

副本

令和2年(ワ)第32232号 国家賠償請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

準備書面(5)

令和4年12月12日

東京地方裁判所民事第44部甲合議2A係 御中

被告指定代理人

山 寄



友 延 裕



三 縄



影 山 直



白 井 智



岡 航



小 泉



田 川 陽



高 橋



平 間 將



市 川 朝



被告は、本準備書面において、従前の主張を整理しつつ、令和4年10月20日付け原告第五準備書面に対し必要と認める限度で反論する。

なお、略語については従前の例による。

第1 住民票の写しの交付請求におけるオンライン申請の手段として、電子署名及び電子証明書との仕組みとを組み合わせた申請方法を求めた本改正省令は、法律の委任の範囲内で制定されたものであって、原告が主張する本件サービスの「必要性」は、そのことを何ら左右するものではないこと

1 原告の主張

原告は、マイナンバーカードの発行を受けていない者やマイナンバーカードの発行を受けている場合であっても、マイナンバーカードの有効性が失われているといった事情のある者、あるいは、様々な事情によって家を出ることができない者がオンラインにて住民票の写しの交付請求をできるようにするということが本件サービスの「必要性」である旨主張する（原告第五準備書面・2ないし4ページ）。

2 被告の主張

(1) しかしながら、原告が主張する本件サービスの「必要性」は、結局のところ、何らかの事情でマイナンバーカードによる電子署名等が利用できない場合、あるいは何らかの事情で自宅から出ることが困難な事情がある場合に、住民票の写しの交付請求に当たって、本件サービスが利便性を発揮し得るというにとどまるものである。このようなごく一般的な「必要性」をもって、本改正省令が、オンラインによる住民票の写しの交付請求において、電子署名及び電子証明書とを組み合わせる方法による本人確認を求めていることの合理性が左右されるとは到底解されない。

(2) すなわち、これまで被告が明らかにしてきたとおり、住基法は、個人情報

保護の要請に基づき、住民票の写しの交付請求に当たって申請者が本人であることの証明を申請者に求め、厳格な本人確認を予定している。そして、インターネット等の情報通信技術を用いた情報通信には特有のリスクがあると考えられているところ、オンラインによる住民票の写しの交付申請が悪用され、住民基本台帳に記録された情報が漏洩した場合には、その被害の規模自体大人数に及ぶ可能性は否定できない上、ひとたび漏洩した場合における被害回復の困難性も看過することはできない。しかるに、オンライン申請については、現状において、厳格な本人確認を的確に実施できる技術的手段として信頼性が確立しているといえるのは、電子署名と電子証明書の組み合わせしか見当たらない。以上のことからすれば、住民票の写しの交付請求においては、住基法が予定する厳格な本人確認の要請に応え得るものとして、デジタル手続法総務省令4条2項本文による本人確認手続以外の手続を想定することは困難であり、オンラインによる住民票の写しの交付請求において、電子署名及び電子証明書の仕組みとを組み合わせた本人確認手続を求めた本改正省令の内容は合理的なものであって、もとよりデジタル手続法6条1項の委任の範囲内で制定されたものであることは明らかである（以上につき、被告準備書面(1)及び(3)）。

原告は、本件サービスの「必要性」として、「物理的に、精神的に、あるいは、その他の事情（疾病等）から、家を出ることができない者」が自ら住民票の写しの交付請求をすることができることを挙げているところ（原告第五準備書面・3及び4ページ）、住民票の写しの交付請求においては、代理人による請求が認められており（住基法12条4項）、また、マイナンバーカードの交付についても、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、当該交付申請者の指定した者（代理人）に出頭を求め、その者に対して交付することができる（行政手

続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令 13 条 5 項)。このように、何らかの事情により家から出ることができない人に対しても、オンライン申請を含めた住民票の写しの交付請求の途は開かれているということができる。

これらを踏まえると、原告が前記のとおり主張する本件サービスの「必要性」は、本改正省令が、法律の委任の範囲内で制定されたものであることを何ら左右するものではない。

第 2 結語

以上のとおり、本改正省令がデジタル手続法 6 条 1 項の委任の範囲内のものであることは明らかであり、本改正省令の制定が何らか国賠法上違法であると評価とされる余地はないのであるから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以上